東北大学基金「小泉貴・泰子奨学金」制度実施要領

２０２４年１１月２６日

理事・副学長（教育・学生支援担当）裁定

１　趣旨

この実施要領（以下「要領」という。）は、国立大学法人東北大学基金管理運営規程第4条二に従い、東北大学基金「小泉貴・泰子奨学金」制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　目的

東北大学基金「小泉貴・泰子奨学金」（以下「本奨学金」という。）制度は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が国立大学法人東北大学寄附金事務取扱規程に基づき、本学卒業生の故・小泉貴氏ご遺族小泉泰子氏から寄附金を受け入れ、本学に在籍する意欲と能力に溢れる優秀な学生に対し、本奨学金を支給することにより経済的支援を行い、もって社会に貢献できる学生及び研究者を育成するものとする。

３　定義

この要領において「学生」とは、文系の学部４年生に在学する者で、本学大学院へ進学する者をいう。

４　奨学生の資格

本奨学金の受給を受けることができる学生は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）　文系の学部４年生に在学する者で、本学大学院へ進学する学生。進学をもって採用を決定するため、進学できなかった場合は不採用とする。

（２）　学業成績、人物ともに優れている者。

（３）　応募時に日本学生支援機構の給付奨学金を受給している者。

５　奨学生の採用数等

奨学生の総数は、４人とする。

６　奨学生の選出

奨学生の選出は、４の奨学生の資格を満たす奨学生を志望する学生のうちから、学生の在籍する部局の長（以下「部局長」という。）が採用候補者を選出し、別に定める期限までに総長に推薦する。

７　奨学生の決定

総長は、部局長から推薦された採用候補者のうち奨学生として採用する者を決定し、奨学金受給者決定通知書により部局長及び採用者に通知する。なお、本学大学院への進学をもって採用となるため、採用候補者が進学できなかった場合は不採用となる。

８　奨学金の支給額及び振込口座

（１）　奨学金の支給額は、月額５万円とする。

（２）　奨学金は、奨学生の採用決定後に、本学から奨学生本人名義の口座に当該年度分６０万円を一括で振り込むこととする。

（３）　本奨学金は、給付奨学金であり、返済を要しない。

９　奨学金の支給期間

　　奨学金の支給期間は、本学大学院への進学年度における、４月１日から始まり翌年３月３１日までの１年間とする。１０月入学者については、１０月１日から翌年９月３０日までの１年間とする。

１０　支給の取消

（１）　奨学生が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、それ以後の奨学金の支給を取り消すものとする。

①　退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合

②　除籍された場合

③　死亡した場合

④　４の資格を満たさなくなった場合

⑤　奨学生本人から辞退の申し出があった場合

⑥　学業成績が著しく不良であると認められた場合

⑦　その他総長が奨学金の支給を取り消すに足る事由があると判断した場合

（２）　奨学生は、１０（１）に掲げる場合のいずれかに該当して奨学金の支給を取り消された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、奨学金の支給の取り消しの事由が生じた日から起算して、その残月数に奨学金の月額を乗じた額を返納しなければならない。ただし、総長が返納を要しないと判断した場合は、この限りではない。

１１　支給の停止

（１）　奨学生が奨学金の支給期間に休学した場合には、休学の開始日が属する月以降の奨学金の支給を停止する。

（２）　奨学生は１１（１）により奨学金の支給を停止された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、当該期間における休学の開始の日が属する月以降の月数に奨学金月額を乗じた金額を返納しなければならない。

１２　支給の停止解除

総長は、１１（１）により奨学金の支給を停止された奨学生が復学した場合には、当該奨学生の奨学金の支給の停止を解除し、９の期間まで支給するものとする。

１３　欠員の補充

支給の取消、支給の停止及び支給が継続されなかったことにより奨学生に欠員が生じた場合には、欠員の補充は行わないものとする。

１４　事務

本奨学金の支給に関する事務は、教育・学生支援部学生支援課が行う。

１５　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この要領は、２０２４年１１月２６日から施行する。